

第 2 0 3 期 中 間 決 算 公 告

平 成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

住 所	秋 田 市 中 通 三 丁 目 1 番 4 1 号
株 式 会 社	北 都 銀 行
取 締 役 頭 取	斉 藤 永 吉

中間貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	18,875	預 金	1,049,669
コールローン	18,000	譲渡性預金	68,904
買入金銭債権	2,453	借 用 金	500
商品有価証券	687	外国為替	0
金銭の信託	2,997	その他負債	4,623
有価証券	410,545	未払法人税等	56
貸 出 金	689,154	リース債務	14
外国為替	695	その他の負債	4,552
その他資産	5,979	賞与引当金	214
有形固定資産	14,877	退職給付引当金	88
無形固定資産	208	睡眠預金払戻損失引当金	90
繰延税金資産	7,033	偶発損失引当金	175
支払承諾見返	10,231	再評価に係る繰延税金負債	1,760
貸倒引当金	△ 7,988	支 払 承 諾	10,231
投資損失引当金	△ 856	負債の部合計	1,136,256
		(純資産の部)	
		資 本 金	11,000
		資 本 剰 余 金	18,499
		資 本 準 備 金	11,000
		その他資本剰余金	7,499
		利 益 剰 余 金	1,184
		その他利益剰余金	1,184
		繰越利益剰余金	1,184
		株 主 資 本 合 計	30,684
		その他有価証券評価差額金	3,795
		土地再評価差額金	2,159
		評価・換算差額等合計	5,955
		純資産の部合計	36,639
資産の部合計	1,172,896	負債及び純資産の部合計	1,172,896

中間損益計算書

平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		11,624
資金運用収益	9,036	
(うち貸出金利息)	(7,004)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,989)	
役務取引等収益	1,925	
その他業務収益	572	
その他経常収益	89	
経 常 費 用		10,058
資金調達費用	965	
(うち預金利息)	(805)	
役務取引等費用	540	
その他業務費用	88	
営業経費	7,388	
その他経常費用	1,076	
経 常 利 益		1,565
特 別 利 益		115
特 別 損 失		43
税引前中間純利益		1,637
法人税、住民税及び事業税		13
法人税等調整額		617
法人税等合計		631
中 間 純 利 益		1,006

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
その他	4年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 12,887百万円であります。
 - (2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期中間に帰属する額を計上しております。

- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当中間期の中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 10,089 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,073百万円、延滞債権額は 14,420百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 24百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,634百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 21,154百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,628百万円であります。
7. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間期末残高は、12,203百万円であります。なお、当行は劣後受益権 7,357百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,257百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 510 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 借入金 | 500 百万円 |
- 上記のほか、為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券52,636百万円及び現金預け金 8百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は 147百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、257,230百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 257,230百万円であります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- | | |
|---------------------|---|
| 再評価を行った年月日 | 平成11年3月31日 |
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。 |
11. 有形固定資産の減価償却累計額 25,456 百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,070百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 112 円 92 銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準） 8.44%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 623百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 6 円 81 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4 円 33 銭

（有価証券関係）

1. 子会社・子法人等株式（平成22年9月30日現在）
該当ありません。
- （注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	9,927
合計	9,927

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

2. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	4,947	3,830	1,116
	債券	339,225	332,403	6,821
	国債	177,330	173,923	3,407
	地方債	72,732	70,623	2,108
	社債	89,162	87,856	1,305
	その他	14,023	13,284	738
	小計	358,195	349,518	8,676
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	2,888	3,522	△ 633
	債券	8,516	8,519	△ 3
	国債	2,020	2,020	△ 0
	地方債	947	950	△ 2
	社債	5,548	5,549	△ 0
	その他	30,327	32,490	△ 2,163
	小計	41,732	44,532	△ 2,800
合計		399,927	394,051	5,876

（追加情報）

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,440百万円増加、「繰延税金資産」は1,389百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,050百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）
株式	475
その他	215
合計	690

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,442 百万円
投資損失引当金	3,924
税務上の繰越欠損金	2,996
有価証券償却	2,238
退職給付引当金	1,604
減価償却	1,308
その他	225
繰延税金資産小計	19,738
評価性引当額	△ 10,625
繰延税金資産合計	9,113
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,079
繰延税金負債合計	2,079
繰延税金資産の純額	7,033 百万円

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社
会社名

北都総研株式会社
北都銀ビジネスサービス株式会社
株式会社北都ソリューションズ
株式会社北都情報システムズ
株式会社北都カードサービス
北都チャレンジファンド1号投資事業組合

なお、株式会社北都ベンチャーキャピタルは、解散により子会社に該当しないこととなったことから、当中間連結会計期間から連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません

- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	1社
9月末日	5社

- ② 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成22年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	19,127	預 金	1,043,066
コールローン及び買入手形	18,000	譲 渡 性 預 金	67,004
買入金銭債権	2,913	借 用 金	500
商品有価証券	687	外 国 為 替	0
金銭の信託	2,997	そ の 他 負 債	6,927
有 価 証 券	400,537	賞 与 引 当 金	240
貸 出 金	696,349	退 職 給 付 引 当 金	188
外 国 為 替	695	睡眠預金払戻損失引当金	90
そ の 他 資 産	6,655	偶 発 損 失 引 当 金	175
有形固定資産	16,258	そ の 他 の 引 当 金	29
無形固定資産	211	再評価に係る繰延税金負債	1,760
繰延税金資産	7,445	支 払 承 諾	10,231
支払承諾見返	10,231	負債の部合計	1,130,213
貸倒引当金	△ 12,494	（純資産の部）	
		資 本 金	11,000
		資 本 剰 余 金	18,499
		利 益 剰 余 金	1,957
		株 主 資 本 合 計	31,456
		その他有価証券評価差額金	3,795
		土地再評価差額金	2,159
		評価・換算差額等合計	5,955
		少 数 株 主 持 分	1,989
		純資産の部合計	39,401
資産の部合計	1,169,615	負債及び純資産の部合計	1,169,615

中間連結損益計算書

〔平成22年4月1日から
平成22年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,492
資 金 運 用 収 益	9,200
(うち貸出金利息)	(7,159)
(うち有価証券利息配当金)	(1,997)
役 務 取 引 等 収 益	2,138
そ の 他 業 務 収 益	1,032
そ の 他 経 常 収 益	121
経 常 費 用	10,788
資 金 調 達 費 用	964
(うち預金利息)	(805)
役 務 取 引 等 費 用	483
そ の 他 業 務 費 用	304
営 業 経 費	7,842
そ の 他 経 常 費 用	1,194
経 常 利 益	1,703
特 別 利 益	190
特 別 損 失	43
税金等調整前中間純利益	1,851
法人税、住民税及び事業税	50
法人税等調整額	622
法人税等合計	672
少数株主損益調整前中間純利益	1,178
少 数 株 主 利 益	43
中 間 純 利 益	1,135

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～30年
その他	4年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- (5) 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は12,887百万円であります。
連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準
信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を偶発損失引当金として計上しております。
- (10) その他の引当金
その他の引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を合理的に見積った額を計上しております。
- (11) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
- (12) 消費税等の会計処理
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる当中間連結会計期間の中間連結財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,089百万円、延滞債権額は 20,294百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 24百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 5,647百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 27,056百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 4,628百万円であります。
6. 住宅ローン債権証券化により、信託譲渡をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は、12,203百万円であります。なお、当行は劣後受益権 7,357百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に 6,257百万円、現金準備金として「現金預け金」中の預け金に 1,100百万円を計上しております。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	510 百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	500 百万円

上記のほか、為替決済、日銀代理店等の取引の担保として、有価証券 52,636百万円及び現金預け金 8百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 205百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、264,172百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 264,172百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に合理的な調整を行って算定。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 26,002 百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、1,070百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 118 円 15 銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 8.88%

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 993百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 7 円 68 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 4 円 88 銭

(金融商品関係)

○ 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	19,127	19,127	—
(2) コールローン及び買入手形	18,000	18,000	—
(3) 買入金銭債権(*)	2,859	2,859	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	687	687	—
(5) 金銭の信託	2,997	2,997	—
(6) 有価証券			
其他有価証券	399,927	399,927	—
(7) 貸出金	696,349		
貸倒引当金(*)	△ 11,875		
	684,474	704,386	19,912
(8) 外国為替(*)	693	693	—
資産計	1,128,767	1,148,680	19,912
(1) 預金	1,043,066	1,043,589	523
(2) 譲渡性預金	67,004	67,004	—
(3) 借入金	500	500	—
(4) 外国為替	0	0	—
負債計	1,110,570	1,111,093	523
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	567	567	—
デリバティブ取引計	567	567	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、外国為替に対する貸倒引当金については重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、ほとんどが残存期間1年以内の短期間のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。コールローンは残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格（期末月の月平均）、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は3,440百万円増加、「繰延税金資産」は1,389百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は2,050百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引いた価額であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものも、固定金利によるものと同様に、内部格付、期間に基づく区分ごとに、信用格付ごとの信用リスクスプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、信用リスクスプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、債務者区分別ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

仕組貸出は、利子率推計モデルにより計算した将来金利と、貸出金の信用格付ごとの信用リスクスプレッドから、モンテカルロ・シミュレーションにより計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証により回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（１年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、残存期間が短期間（１年以内）のため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	556
②組合出資金(*2)	52
合 計	609

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	4,947	3,830	1,116
	債券	339,225	332,403	6,821
	国債	177,330	173,923	3,407
	地方債	72,732	70,623	2,108
	社債	89,162	87,856	1,305
	その他	14,023	13,284	738
	小計	358,195	349,518	8,676
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,888	3,522	△ 633
	債券	8,516	8,519	△ 3
	国債	2,020	2,020	△ 0
	地方債	947	950	△ 2
	社債	5,548	5,549	△ 0
	その他	30,327	32,490	△ 2,163
	小計	41,732	44,532	△ 2,800
合計		399,927	394,051	5,876